

第4次三島市総合計画前期基本計画(案) 用語解説一覧(案)

施策項目	用語	解説内容
1 地域福祉	① ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように環境や製品をデザインすること。
	② 災害時要援護者避難支援計画	風水害や地震などの災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導などの支援体制を確立することを目的に策定された計画。
2 地域医療	① 輪番制待機病院	休祭日に病院が交替で診療に当たるために準備を整えて待つこと。
	② 病診連携システム	開業医と病院が協力して患者の診断、治療を行う仕組みのこと。
	③ かかりつけ医	身近なところで日常的な保健・医療サービスを提供する役割を担っている医師のこと。
	④ 医療機能	医療機関が持っている診療科目などの管理運営サービス。
3 健康	① 特定健診	メタボリックシンドローム該当者と予備群を早期発見し、その改善のために、特定保健指導の対象者を選定するための健診。医療保険ごとに実施が義務付けられている。
	② 8020運動	80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動のこと
4 食育	① 教育ファーム	自然の恩恵や食にかかわる人々の活動への理解を深めること等を目的に、農林漁業者などが、一連の農作業等の体験の機会を提供する取り組み。
	② 地産地消	地元でできたものを地元で消費すること。
	③ 旬産旬消	旬の食材を旬の時期に消費すること。
	④ エコ料理	水を汚さないように工夫したり、食材のこれまで捨てていた部分も使うなど、環境に配慮した料理方法のこと。
5 子育て	① 合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子供の平均数。
	② DV	配偶者・交際相手などからの暴力。身体的暴力だけではなく、無視・ののしりなどの精神的暴力、性行為の強要などの性暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。
	③ 三島市子どもを守る地域ネットワーク	三島市要保護児童対策地域協議会のこと。要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DVの被害者への適切な処遇を図ることを目的として設置された。
	④ 療育体制	障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、支援する体制。
6 高齢者福祉	① 成年後見人制度	判断能力が不十分で生活が困難となった人たちに、契約などの法律行為を代理したり、金銭管理を支援することにより権利擁護を図る制度。
	② 要支援・要介護認定者	介護保険サービスを必要とするために認定を受けた者で、介護を必要とする度合により、状態の軽い方から要支援1・2、要介護1～5に区分される。
	③ ケア体制	地域住民が住みなれた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続する事ができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を包括的、継続的に提供していく体制。
	④ 地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する中核機関。

施策項目		用語	解説内容
7 障害者福祉	①	障害のある人	身体障害や知的障害、精神障害、発達障害、高次脳障害などがあるため、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける者・児。
	②	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。
	③	地域自立支援協議会	包括的な個別支援を地域で行うために、本人のニーズの解決に必要な関係者が連携して支援を図る、定期的な協議の場。
8 国保・年金	①	レセプト点検	レセプトは、患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療費の診療報酬明細書のこと。レセプト点検は、レセプトに不備や誤りがないかを確認する作業のこと。
	②	重複・頻回受診	重複受診は、同月内に同一傷病について、同じ診療科の複数の医療機関に受診すること。頻回受診は、同月内に同一傷病について、同じ診療科を多数受診すること。
9 危機管理体制	①	災害協定	災害時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体が民間事業者や関係機関、自治体との間で締結する協定。
10 地震・水害対策	—	—	—
11 消防・救急	①	消防救急の広域化	平成18年(2006年)の「消防組織法の一部改正(平成18年)」、「市町村の消防の広域化に関する基本指針(消防庁長官通知)」に基づき、県が策定する推進計画に沿って、市町村の広域化による消防体制の整備・確立を図ろうとするもの。
	②	AED	けいれんした状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための器具。一般市民でも操作ができる。
	③	メディカルコントロール	医学的観点から救急隊員が行う救命処置などの質を保証すること。救命士に対する医師の指示体制や救急活動の検証体制、救命士の教育体制などが構築されている。
12 交通安全	①	自転車等放置禁止区域	「三島市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき指定された公共の場所。自転車等の放置禁止や移動・撤去・保管・処分などの措置が規定された区域。
	②	区画線	道路管理者が設置する、道路の路面に描かれた道路鋸やペイント、石などによる線のこと。
13 防犯	—	—	—
14 消費生活	①	PIO-NET	「全国消費生活情報ネットワーク・システム」の略称。消費者被害の未然防止・拡大防止のため、全国の消費生活センターで受けた相談処理をデータベース化し、ネットワークで情報提供することにより消費生活相談を支援するシステム。
15 商業・商店街	①	モータリゼーション	自動車交通の発達のこと。自動車の大衆化現象。
	②	コンセプト	全体を貫く基本的な概念。基本理念。
	③	アダプトプログラム	地域住民などが道路や公園などの公共の場所の里親となり、清掃活動などを行う、まちの美化プログラム。
16 観光	①	ビジット・ジャパン・キャンペーン	国土交通省が中心となって行っている、外国人旅行者の訪日促進活動。
	②	カルチャーツーリズム	文化と趣味と観光サービスを複合した観光旅行。
	③	エコツーリズム	環境に重点を置いて実施される観光旅行。
	④	ヘルスツーリズム	健康サービスと観光を複合した観光旅行。
	⑤	グリーンツーリズム	農業と観光を複合した観光旅行。

施策項目		用語	解説内容
		⑥ 着地型旅行	目的地に所在する旅行業者が企画する募集型企画旅行。
17 特産品	①	二次産品	未加工の農産物・水産物・鉱産物などを加工した産品。
	②	農商工の連携	農林業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発などに取り組むこと。
18 農業	①	農用地利用集積面積	農地の効率的な利用を促進するため、利用権の設定・所有権の移転・作業受託などによって農地を集積した権利設定面積。
	②	第6次産業	農畜産物の生産(第1次産業)だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通、販売(第3次産業)にも農業者が主体的に関わることによって、第2次・第3次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ること。(1+2+3=6)によって農業を活性化させようとする事。
19 工業・新産業	①	ファルマバレー・プロジェクト	「世界一の健康長寿県の形成」を目的に、世界レベルの研究開発を進め、県民の健康増進と健康関連産業の集積を図り、特色ある地域の発展を進める取り組み。
	②	ビジネスマッチング	企業の事業展開を支援するなどの目的で、事業パートナーとの出会いを仲介すること。
	③	ニーズ	消費者の求めている必要性のこと。
	④	シーズ	企業が消費者に新しく提供する新技術・材料・サービスのこと。
20 企業誘致	①	ワンストップサービス	企業立地の際の各種規制に関する手続きの迅速化などに対応するための専門部署などによる体制。
	②	ソフトウェア業	顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成やその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所。(受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業など)
21 経営・勤労者支援	①	有効求人倍率	公共職業安定所で扱った有効求人数を有効求職者数で割ったもの。有効求人倍率が1を下回ると、求職に対して求人が少ないことを示す。
	②	完全失業率	労働力人口に占める完全失業者(働く意志を持ち、就職活動をしている失業者)の割合。
	③	マッチング	求人側の事業者と求職者との調整を行い、就業のあっ旋・仲介を行うこと。
22 土地利用	①	エコ・コンパクトシティ	人口の減少や高齢化、地球問題の深刻化、財政制約の高まりから、日常生活が徒歩や自転車、公共交通で可能になるように、必要とされる都市機能や公共サービスが集約された環境負荷の少ない都市構造のこと。
	②	都市計画マスタープラン	1992(平成4)年の都市計画法改正で、市町村が定めることとなった都市計画に関する基本的な方針(都市の全体像、地域ごとの市街地像、公共施設の整備方針など)のこと。略して都市マスとも呼ばれる。
23 市街地整備	—	—	—
24 道路	①	三島市移動等円滑化基本構想	主に中心市街地に係る「移動等円滑化(バリアフリー化)基本構想」として平成20年3月に策定。高齢者や身体などに障がいのある方をはじめ、すべての人が歩きやすい、移動しやすいまちづくりの構想。
25 公共交通	①	交通弱者	自動車中心社会において、運転免許や自家用車を持たない・持てないなど、移動を制約される人のこと。
	②	コミュニティバス	路線バスの廃止代替や公共交通の空白地域解消を目的にした自主運行バスや、中心市街地等の活性化を目的に運行する循環バスのように、公費が投入され運行するバスサービス。

施策項目		用語	解説内容
		③ 空白地域	バス停留所まで距離が遠いなど、公共交通サービスを受けるのに不便な地域。
		④ TDM	自動車の効率的利用や公共交通への利用転換などを促すことにより、発生交通量の抑制や集中緩和など、「交通需要の調整」を図ることで、道路交通混雑を緩和していく取り組み。
		⑤ エコエコデー	通勤時におけるノーマイカー、時差出勤、相乗りなどにより、交通混雑の緩和や地球温暖化対策などに寄与することを目的に、6月5日の「世界環境デー」に合わせて、市内の事業所参画のもと平成19年度から実施している取り組み。
26	住環境	① バリアフリー	車椅子利用者などが、不自由なく移動できるように、段差解消などを行い、建築物の障害(バリア)を取り除くこと。
		② リニューアル	内装などを全面的に改修し、装いを新たにすること。
27	上水道	① 有収水量	配水池から配水した水量のうち、料金徴収の対象となった水量。
28	景観	① 景観行政団体	景観法に基づいた多くの景観施策を実施する地方公共団体。
		② 良好な景観の形成に関する方針	方針は次のとおり。① 市域全体の景観形成の方針等 ② ゾーン別の景観形成方針 ③ 箱根西麓地域の土地利用上の景観形成の方針 ④ 建築物等の景観形成の方針(市域全体) ⑤ 特に景観形成を図る必要がある地区の景観形成の方針等 ⑥ 眺望地点に関する方針
29	地球環境	① ISO14001	環境マネジメントシステムの国際標準規格。環境保全対策を自主的、積極的に進めるために、①計画②実行③評価④改善という一連の手続きを繰り返し、業務を継続的に改善する仕組み。
		② エコアクション21	環境省が中小事業者向けに策定した、認証・登録制の環境マネジメントシステム。
30	生活環境・自然環境	① BOD	酸素を使いながら水中の汚れ(有機物)を分解するバクテリアによって消費された酸素の量。値が大きいほど水が汚れていることを示す。
		② 特定施設	工場や事業所に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務付けられている施設の総称。
		③ 生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。
31	ごみ・リサイクル	① 8市4町	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
32	森林・水資源	① 雨水浸透マス	屋根に降った雨水をろ過し、効率よく大地に浸透させる施設。地下水のかん養と浸水被害の防止を目的とする。
		② 森の小さなダムづくり	森林の地下水かん養の働きを高め、土砂の流出を防ぐため、雨が降ったときに水が流れる山の谷の部分に、間伐(かんばつ)して不要になった丸太を2～3段積上げて小さなダムを何段も作る取り組みのこと。
		③ 節水コマ	水資源の有効利用と上水道の節水を図るために、水道蛇口からの流量を調整する器具。蛇口内に取り付けて使用する。
33	緑・水辺空間	① ポケットパーク	もともとは「ベスト(チョッキ)ポケットパーク」と呼ばれ、わずかな空き地を利用して整備された広場などのこと。
34	生活排水	① 合併処理浄化槽	トイレの排水と生活雑排水(台所、風呂などの排水)を併せて処理する浄化槽。

施策項目		用語	解説内容
		② 単独公共下水道	一つの市町村区域の中で下水を集める管きよとこれを処理する終末処理場とを有する下水道のこと。
		③ 流域関連公共下水道	市町村区域内から集めた下水を、別途、都道府県が設置している流域下水道の幹線管きよに流入させ、かつ、流域下水道として設置された終末処理場において、他の市町村からの下水とともに一括して処理する下水道のこと。
35	幼児教育・小中学校教育	① 幼児教育振興プログラム	国・県の幼児教育振興プログラムをふまえ、三島市の子育て支援策を含めた幼児教育の総合的な方向性を示す計画。(計画期間は平成17年から10年間)
		② コミュニケーション教育	自分の感情や思いを言語などを用いて表現し、伝えあうことや相手の思いを受け止めることに努める教育。
36	青少年	① フィルタリング	青少年に見せるのが好ましくないインターネット上のサイトを一定の基準で判別し、「出会い系サイト」などの有害サイトの閲覧を制限するサービス。
37	生涯学習	—	—
38	図書館	① レファレンスサービス	図書館が行う利用者サービスの一つ。利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりすること。
		② ブックスタート	1992年(平成4年)に英国で始まり、日本では、2001年(平成13年)に12市町村が実施をはじめ、全国各地に広がった。絵本等の入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を通じて赤ちゃんと保護者が楽しいひと時を分かち合い、親子の絆を深めてもらうことを応援する運動。三島市では、平成14年(2002年)から保健センターの3ヵ月児健康教室でブックスタートを実施している。
		③ セカンドブック	ブックスタートのフォローアップ事業として、絵本を通じて、幼児と保護者が楽しいひとときを分かち合うことで、親子の絆をさらに深め、また、幼いときから絵本に接することで、子どもの読書活動を推進する事業。
39	スポーツ・レクリエーション	① 総合型地域スポーツクラブ	学校体育施設や地域のスポーツ施設を拠点に、地域住民が主体的に運営し、だれもが年齢・興味・関心、体力、技術・技能レベルなどに応じて、質の高い指導者のもとで多種目にとりわたりスポーツ活動が行えるクラブのこと。
		② トリム	スポーツや身体活動を通して、身心を調整し、健康の保持・増進を図る普及運動のこと。
40	郷土資源・文化財	① 三島囃子	かつて、三嶋神社(現三嶋大社)の神領内に住む若者たちによって演奏されていた祭りの囃子のこと。現在は三島囃子保存会によって伝承されている。(平成3年(1991年)3月19日県の無形民俗文化財に指定)
41	文化・芸術	—	—
42	多文化共生・国際交流	① 三島市国際交流協会	三島姉妹都市協会(昭和44年(1969年)設立)とニュープリマス姉妹都市委員会(平成3年(1991年)設立)の2団体の発展的解消により、新たに平成4年(1992年)4月23日に設立。市の国際交流事業を担う民間団体。
43	平和活動	—	—
44	コミュニティ	① NPO	民間の非営利団体のなかで、市民が主体となり公益的な活動を行っている団体。(静岡県の考え方を準用)
		② 認可地縁団体	団体名義で不動産登記を行うことを目的に、地方自治法の規定に基づき一定の要件を備え、市長の認可を受けて法人格を取得した自治(町内)会。
45	協働	① NPO	民間の非営利団体のなかで、市民が主体となり公益的な活動を行っている団体。(静岡県の考え方を準用)
		② アダプトプログラム	地域住民などが道路や公園などの公共の場所の里親となり、清掃活動などを行う、まちの美化プログラム。

施策項目		用語	解説内容
46 男女共同参画	①	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」のことであり、仕事と生活の時間をバランスよく配分し、仕事上の責任を果たしつつも仕事以外の生活(家庭だけでなく、地域活動や個人の趣味なども含まれる)でやりたいことを実現させる、そのようなライフスタイルを築こうという考え方。
	②	DV	配偶者・交際相手などからの暴力。身体的暴力だけではなく、無視・ののしりなどの精神的暴力、性行為の強要などの性暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。
47 広報・広聴	①	一般相談	税務相談や相続相談、法律相談、市長相談以外の日常生活に関するさまざまな相談のこと。
	②	パブリック・コメント制度	市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方を公表するための制度。
48 電子市役所	①	ICT(情報通信技術)	情報・通信に関連する技術一般の総称。(Information and Communication Technology)
	②	ユビキタスネットワーク世界	「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活がより豊かになる社会。
	③	アクセシビリティ	利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、提供されている情報に問題なくアクセスし、その内容や機能を利用できること。
	④	市民ポータルサイト	市民自らが、自分が所属するグループのPRや地域の身近な情報をインターネット上に発信できる「市民のための情報ひろば」のこと。
49 財政運営	①	市債残高	地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われる借金の残高。
	②	経常的一般財源	毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入。
50 行政運営	—	—	—
51 広域行政	①	道州制	現在の都道府県を整理して、日本全国をいくつかの大きなブロックに分け、「道」と「州」という広域的な地方行政の単位に編成しようとする事。
	②	災害時相互応援協定	災害時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体が民間事業者や関係機関、自治体との間で締結する協定。
	③	政令指定都市	地方自治法(第252条の19第1項)が定める「政令で指定する人口50万以上の市」のこと。 政令指定都市になると、県の事務の一部が移譲され、一般の都市とは異なる権能が認められる。